

# 市民税・県民税(個人住民税) 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の見方

## 【課税標準】

税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と、他の所得と区別して特別な方法で計算する「分離課税」の両方を記載しています。

## 【所得】

所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。

給与収入については、必要経費にかわるものとして、収入金額に応じて給与所得控除額を計算します。給与収入額から給与所得控除額等を引いた金額が給与所得です。

給与以外の合算所得があれば、その所得の合計額が表示されます。該当する所得に\*印が入ります。

総所得金額は、給与所得とその他の所得計を合計したものを記載しています。

## 総合課税

総所得金額から所得控除合計額を差し引いた額を記載しています。  
(①-②=③)

## 分離課税

山林所得	山林(立木)の伐採または譲渡による所得
分離短期譲渡	土地建物等の譲渡による所得(5年以下保有)
分離長期譲渡	土地建物等の譲渡による所得(5年超保有)
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当等	申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得
先物取引	先物取引をし、差金等決済をしたときの所得

## 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給 与 所 得 計	主たる給 与 所 得 区 分	農 業 等	不 利 配 当	給 与 所 得 計	課 税 標 準	総 所 得 ③	山 林 所 得	分 離 短 期 譲 渡	分 離 長 期 譲 渡	株 式 等 の 譲 渡	土 地 株 式 等 の 配 当 等	先 物 取 引
所得控除	雑 損 医 療 費 社 会 保 険 料 小 規 模 企 業 共 済 生 命 保 険 料 地 震 保 険 料	損 傷 ・ 寡 ・ ひ ・ 勤 配 偶 者 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	控 老 特 定 同 老 同 障 特 障 他 障	扶 養 親 族 該 当 区 分	本 人 該 当 区 分	控 除 不 足 額 ⑨	既 充 当 額 ⑩	既 納 付 額 ⑪	差 引 納 付 額 (⑧-⑨-⑩)	変 更 前 税 額 ⑫	増 減 額 (⑧-⑫)	変 更 月	月

(摘要)  
住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除の適用がある場合は、ここに税額控除額を記載しています。年の途中で税額に変更があった場合は、変更理由を記載します。

所得控除を合計したものを記載しています。

市町村	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	差引納付額(⑧-⑨-⑩)	変更前税額⑫	増減額(⑧-⑫)	変更月	月
-----	------------	--------	-------	-------	---------	--------	-------	-------	--------------	--------	----------	-----	---

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に諏訪市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定(取消)を求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の発せを受けた日の翌日から起算して6月以内に諏訪市を被告として(諏訪市長が被告の代表者とします。)提起することができます。なお、処分(取消)の訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、(審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、)処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、)処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、)提起することができます。

毎月の給与から天引きされる税額を記載しています。特別徴収税額を月割り計算したものです。

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分

問合せ先 諏訪市役所 税務課 市民税係  
TEL (0266) 52-4141 内線 131、132、133

## 【所得控除】

所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、下表の種類に対して一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。

雑損	雑損控除額を表示	障・寡・ひ・勤	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除額を表示
医療費	医療費控除額を表示	配偶者	配偶者控除額を表示
社会保険料	社会保険料控除額を表示	配偶者特別	配偶者特別控除額を表示
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額を表示	扶養	扶養控除額を表示
生命保険料	生命保険料控除額を表示	基礎	基礎控除額を表示
地震保険料	地震保険料控除額を表示	控除金額は、通知書の裏面をご覧ください。	

## 人的控除等の内訳

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合*を表示	未成年者	未成年者の場合*を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合*を表示	特障	特別障害者の場合*を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障害者の場合*を表示
同老	同居老親等の人数を表示	寡婦	寡婦の場合*を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	ひとり親	ひとり親の場合*を表示
16歳未満	16歳未満の扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合*を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示		
同障	同居特別障害者の人数を表示		
特障	特別障害者の人数を表示		
他障	普通障害者の人数を表示		
繰越損失	繰越損失がある場合*を表示		

## 【税額】市民税・県民税の税額を計算しています。

税額控除前所得割額④	課税総所得金額③に税率(市民税6%・県民税4%)を乗じて計算します。
税額控除額⑤	調整控除、寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除等の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④-税額控除額⑤
均等割額⑦	市民税3,500円、県民税2,000円
特別徴収税額⑧	所得割額⑥+均等割額⑦
控除不足額⑨	所得割額⑥から控除しきれなかった配当割額・株式等譲渡所得割控除額
既充当額⑩	控除不足額⑨のうち、特別徴収税額⑧に充当した額
既納付額⑪	既に納付された(されるべき)額
差引納付額(⑧-⑩-⑪)	給与から差し引かれる税額